

平成26年 7月29日

軽井沢町議会

議長 篠原 公子 様

議会運営委員会

議会改革検討特別委員会

委員長 内堀 次雄

## 軽井沢町議会運営委員会・議会改革検討特別委員会合同視察報告書

### 1 視察日程

平成26年7月14日（月）～15日（火）

### 2 視察先及び目的

#### (1) 新潟県 聖籠町

##### ①決算特別委員会について

1. 運営方法
2. 審査方法（進行方法）
3. 報告書のまとめ方

#### (2) 新潟県 阿賀町

##### ①決算特別委員会について

3. 運営方法
4. 審査方法（進行方法）
5. 報告書のまとめ方

### 3 視察参加者

委員長	内堀 次雄	議会運営委員会副委員長	大林義博
議会運営委員	市村 守	議会運営委員	佐藤敏明
議会運営委員	大浦 洋介		
議会改革検討特別委員	佐藤幹夫	議会改革検討特別委員	土屋春男
議会改革検討特別委員	土屋正治		
議長	篠原公子		
同行	儘田郁夫（財政課長）	同行	小林礼子（会計課長）
随行	篠原幸雄（議会事務局長）	随行	篠原 昭（議会事務局長補佐）

(1) 新潟県 聖籠町 ― 平成26年7月14日(月)

◎視察目的

決算特別委員会について

- ・運営方法
- ・審査方法(進行方法)
- ・報告書のまとめ方

◎視察内容(ヒアリング内容)

説明者	聖籠町	議会運営委員会委員長	高松 守男
		議会運営委員会副委員長	青木 順
		議会運営委員会委員	田村 富美男
		議会事務局局長	神田 礼輔

(ア) 運営方法

- ・当初予算及び決算の審査は、議長を除く全議員で構成する。決算審査特別委員会で行う。
- ・当初予算及び決算の審査を行う特別委員会には、説明員として副町長、担当課長の出席を求めることを例とする。
- ・当初予算及び決算の審査を行う特別委員長及び副委員長は、常任委員会委員長を以って充てることを例とする。
- ・決算審査特別委員会の審査は4日間とする。
- ・決算特別委員会の質疑は1回につき3項目までの1問1答方式とするものとする。

(イ) 審査方法(進行方法)

- ・定例会招集前に決算審査特別委員会審査資料要求を行う。
- ・定例会招集日までに事前資料要求・要望を取りまとめ、執行部へ事前通知する。(別紙 要求一覧表)
- ・決算審査特別委員会初日に、監査委員による決算審査報告の後、町長への総括質疑。
- ・歳出、一般会計から副町長、担当課長の説明。1款ごとに質疑応答を行う。
- ・決算審査特別委員会としての意見集約、議案1件ごとに討論採決を行う。

(ウ) 報告書のまとめ方

- ・委員会審査報告書は、決算審査特別委員会としての意見集約、議案1件ごとに討論採決の審査における各会計決算に係る意見を付けて、認定報告書を作成している。全4ページ。

(2) 新潟県 阿賀町 ― 平成26年7月15日(火)

◎視察目的

決算特別委員会について

- ・運営方法
- ・審査方法(進行方法)
- ・報告書のまとめ方

◎視察内容(ヒアリング内容)

説明者	阿賀町議会	副議長	神田 八郎
	議会運営委員会	委員長	五十嵐隆朗
	議会運営委員会	副委員長	石川 太一
	阿賀町議会	事務局長	阿部 時也

- ・運営方法
- ・審査方法(進行方法)
- ・報告書のまとめ方

(ア) 運営方法

- ・議長を除く全議員で構成し、議場で開催し、傍聴を許可する。
- ・決算書のみで行う、主要施策一覧表の下限はなく全てを精査する。
- ・監査委員は同席の上審査を行う。

(イ) 審査方法

- ・審査は課ごとに行い、各課長から所管する予算科目について内容説明を行った後審査し、審査が終わり次第次の対象課の説明員と入れ替えする。

(ウ) 報告書のまとめ方

- ・委員会最終日採決後執行部を退席させ、意見のとりまとめ方法を諮る。

◎考察

聖籠町では、定例会招集日の5日前、議員宛てに議案書発送と同時に資料要求の事前要望通知を出していることは、取りまとめが招集日であることから考えると提案説明前でもあり、議員にとっては、特に議案調査が必要となる点が特徴であると言える。

決算審査資料要求の内容を見ると軽井沢町では決算説明資料として通常提出されているものもあるが、社会福祉協議会の決算書等や第三セクターの利用状況、また土木・建設工事の契約・請負に関するものなどで、かなり詳細な資料14項目を請求している。

委員の定数は聖籠町、阿賀町とも議長を除く点では当町と同じであるが、議会選出

の監査委員を含めていることは当町の設置要綱と違いがある。

委員会審査報告書については、取りまとめは委員長、副委員長で行っているが、内容を見ると聖籠町では会計毎に意見を付した報告書になっているのに対し、阿賀町では会計毎の意見等の記載はなく、住民の意見・要望を踏まえた事務事業の執行、安全・安心な町づくり、歳入確保への努力を、などの記載で終わっている。審議の質疑の中で意見等は行政側に伝えてあるのであえて報告書には記載していないようであるが、各会計毎に意見を記載した方が住民にとってはより分かりやすい報告書となると思う。

決算審査を通じて、翌年度の予算への反映については、数項目実施した事業もあるとのことであった。当町においても予算に繋がられる審査と報告書の作成が必要だと考える。